

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告するとともに当該届出に係る書類を、この公告の日から4月間静岡市経済局商工部商業労政課、葵区地域総務課及び駿河区地域総務課において縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、この公告の日から4月以内に静岡市に意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年9月29日

静岡市長 難 波 喬 司

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 田子重下川原店

所在地 静岡市駿河区下川原五丁目136番9他4筆

2 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前） 松永喜美子

（変更後） 松永卓真

3 変更の年月日

平成28年10月11日

4 届出年月日

令和8年8月17日